

特別民間法人・特別法人が実施する事務・事業に関する政策評価（個票）

法人名	陸上貨物運送事業労働 災害防止協会	担当部局・担当課室	労働基準局安全衛生部計画課 機構・団体管理室	
		評価実施時期	令和4年3月	
根拠法令等	労働災害防止団体系（昭和39年法律第118号）第8条、第36条	法人類型	特別民間法人	
法人概要	○法人の概要 事業主及び事業主等の団体による自主的労働災害防止活動を促進するための措置を講じ、もって労働災害防止に寄与することを目的として、労働災害防止団体系に基づき設立された。			
法人の事務・事業の内容	○事務・事業の内容 ① 労働災害防止規程の設定 ② 会員に対する労働災害防止に関する技術的な事項についての指導及び援助  【法令上、実施を可能としている業務】 ③ 機械及び器具についての試験及び検査 ④ 労働者の技能に関する講習 ⑤ 情報及び資料の収集及び提供 ⑥ 調査及び広報 ⑦ ③～⑥の業務に付帯する業務			
法人の事務・事業の目的	陸上貨物運送事業における労働災害の防止を目的とする事業主の団体による自主的な活動を促進するため、陸上貨物運送事業に係る労働災害の防止に関し、上記の業務を行う。			
関連する政策目標等	【政策目標】 ・労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること（基本目標Ⅲ 施策大目標2 2-1）  【指標の目標値等】 ※第13次労働災害防止計画（2018年度～2022年度）（以下「第13次防」という。）による。 ・死亡災害については、死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少。 ・死傷災害（休業4日以上労働災害）については、死傷者数の増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少。 <重点業種別対策> ・死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。			
法人の事務・事業の実績等	○実績（令和3年度） ① 労働災害防止規程の設定 ・平成29年10月改正した規程について、「陸上貨物運送事業労働災害防止規程のあらまし」を活用して、夏期（7月1日から同月31日まで）及び年末年始（12月1日から1月31日まで）の労働災害防止強調運動期間中に実施した安全パトロール等を通じて周知した。			

- ② 会員に対する労働災害防止に関する技術的な事項についての指導及び援助
- ・安全管理士等による集団指導：117回、個別指導：84回
  - ・陸運防災指導員による事業場指導：1,539人日

【法令上、実施を可能としている業務】

- ③ 機械及び器具についての試験及び検査  
－（該当事業なし）
- ④ 労働者の技能に関する講習
- |                  |        |         |
|------------------|--------|---------|
| ・フォークリフト運転技能教習   | 1,231回 | 24,522人 |
| ・はい作業主任者技能講習     | 174回   | 6,158人  |
| ・ショベルローダー等運転技能講習 | 32回    | 378人    |
| ・玉掛け技能講習         | 40回    | 645人    |
| ・小型移動式クレーン運転技能講習 | 18回    | 212人    |
- ⑤ 情報及び資料の収集及び提供
- ・安全衛生関係図書等の頒布  
「安全衛生のしおり」（令和3年版）を作成し頒布したほか、「高年齢者に配慮した交通・荷役災害防止の手引き」の改正、技能講習テキスト、管理者教育用テキスト、従事者教育用テキスト、解説書等を頒布した。
  - ・陸運防労働災害事例生成ツールの運用開始  
令和3年4月1日から、スマートフォンやデジタルカメラ等を活用し、自社の労働災害事例を簡易に教育用の素材を提供する「陸運防労働災害事例生成ツール」の運用を開始し、会員、各支部及び賛助会員等に周知した。
  - ・厚生労働副大臣の要請への対応  
令和3年9月に、厚生労働副大臣から、労働災害防止に向けたより一層の取組に関する要請を受け、協会ホームページに荷役作業労働災害防止対策の特設ページを設けるとともに、各支部を通じて会員事業場に周知を図った。  
併せて「ロールボックスパレット 使う前の5つの基本チェックリスト」及び「テールゲートリフター 使う前の5つの基本チェックリスト」を配布するなど、要請に対し迅速に対応した。
  - ・安全衛生用品等の作成頒布

安全ポスター	10,188枚
労働災害防止強調運動期間用各種のぼり	11,697枚
安全旗・安全衛生旗	129枚
安全記録カレンダー	2,740部
各種ワッペン・シール	573組
フォークリフトポケットブック	682冊
ロールボックスパレットの安全作業ハンドブック	158冊
  - ・陸運防労働災害事例生成ツールの運用開始
  - ・ホームページ上に、必要な情報を適時分かりやすく掲載するなどにより、その充実に努めた結果、ホームページアクセス数は95,826件となった。
- ⑥ 調査及び広報
- ・広報誌「陸運と安全衛生」配信回数13回／登録数6,360
- ⑦ ③～⑥の業務に附帯する業務
- ・業務実績評価委員会の開催：2回
  - ・実態調査検討専門委員会の開催：1回
  - ・全国労働災害防止大会において、安全衛生表彰、優良フォークリフト等運転者表彰を実施

事業場表彰 44 事業場 団体表彰 1 団体 個人表彰 35 名  
優良フォークリフト等運転者表彰 148 名

・小企業無災害記録表彰

事業場における自主的安全活動の促進を目的として、従業員が 29 人以下の小規模事業場を対象として小企業無災害記録表彰を実施。

第 1 種(3 年間無災害)から第 5 種(15 年間無災害) 合計 123 事業場

さらに、同表彰の対象の拡大を図ることとし、令和 4 年 4 月 1 日からは対象事業場を「従業員 50 人未満」とし、その周知を図った。

・小企業無災害記録証制度の創設

第 5 種(15 年間無災害)無災害記録表彰を受賞し、その後も無災害を継続している事業場に対し、その後 5 年ごとに無災害を継続した実績を証することを目的とした、無災害記録証を交付する制度を新たに設け、令和 4 年 4 月 1 日から実施することとし、その周知を図った。

・全国フォークリフト運転競技大会

フォークリフトについての運転技能の向上と労働災害の防止に資するため、全国フォークリフト運転競技大会を開催。

一般の部 28 名、女性の部 9 名の支部代表選手が参加。

全国で 318 名(男性 301 名、女性 17 名)の選手の参加により、地方大会を開催。

・フォークリフト荷役技能検定試験の実施

ア 全国検定試験の実施

1 級及び 2 級検定試験(カウンターバランス式)並びに 2 級検定試験(リーチ式)を 8、10 月に実施

イ 出張検定試験の実施

2 級出張検定試験(カウンターバランス・リーチ式)を 2 企業(9、10 月)で実施

ウ 本検定の周知のため、フォークリフト安全の日(7 月 2 日)における講演及び全国産業安全衛生大会(10 月 28 日)での特別報告を行い、同検定の趣旨、効果等を周知

・STOP! 転倒災害プロジェクト

「陸上貨物運送事業労働災害防止計画」(2018~2022 年度)目標達成のための取組強化の一環として、昨年に引き続き転倒災害防止の取組を厚生労働省、労働災害防止団体が主唱者として実施し、リーフレットの作成配布等により意識啓発。

・「職場における腰痛予防対策指針」の普及促進

腰痛予防対策動画(陸上貨物運送事業対象)の作成検討委員会委員として参画するとともに、配信用特設ウェブページに公開された動画の閲覧を会員事業場に対し勧奨(総 Web 視聴回数 4,411 回)。

・STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」

広報誌「陸運と安全」3 月号から 9 月号まで継続的に広報、5 月号に厚生労働省安全衛生部労働衛生課執筆の「職場における熱中症の予防対策等」の啓発記事を掲載。

併せて、中央労働災害防止協会と連携して、熱中症予防対策用品を会員特別価格で提供。

・「陸運と安全衛生 Year Book 2021」の発行

広報誌「陸運と安全衛生」の記事を中心に、会員事業場における労働災害防止活動のための有益な情報や解説を取りまとめるとともに、陸災防の活動を紹介した、「陸運と安全衛生 Year Book 2021」を発行、全会員に直接配布した。

	<p>○事業収入（令和3年度）</p> <p>① 労働災害防止規程の設定 —</p> <p>② 会員に対する労働災害防止に関する技術的な事項についての指導及び援助 ・215,621 千円</p> <p>③ 機械及び器具についての試験及び検査 —</p> <p>④ 労働者の技能に関する講習 ・932,671 千円</p> <p>⑤ 情報及び資料の収集及び提供 ・85,932 千円</p> <p>⑥ 調査及び広報 —</p> <p>⑦ ③～⑥の業務に附帯する業務 ・270,259 千円</p>
<p>国からの補助金等</p>	<p>別紙のとおり</p>
<p>法人の事務・事業の見直し状況（これまでの検証）</p>	<p>陸上貨物運送業においては、死亡災害は労働安全衛生法令（昭和47年法律第57号・政令第318号・労働省令第32号）が施行されて以降の昭和48年から令和3年までの約50年で大幅に減少している（令和3年は95人）ものの、休業4日以上の死傷災害は近年増加傾向にあり、依然として毎年1万5千人超の労働者が被災している（※令和3年は前年より約1千人増加し、1万6千人超となった。）。</p> <p>また、陸上貨物運送業は労働者の高齢化が特に顕著であるとともに、令和2年以降は、コロナ禍における外出自粛等といった生活様式の変化により、宅急便取扱個数の増加など、物流量の変動に伴って荷役作業が増加したことが、労働災害の件数が増えた要因ともなっていると考えられる。</p> <p>このような状況においては、関係する団体との密接な連携の下、また、荷役作業の変化に伴う継続的かつ効果的な労働災害防止活動を行うことが必要である。法人の事務等については、「労働政策審議会安全衛生分科会労働災害防止団体改革検討専門委員会」（平成23年11月21日）にて、各項目に対し以下の指摘を受け、平成29年度以降も継続的に見直しを実施している。</p> <p><b>【理事数】</b>理事数を迅速な意志決定を妨げない数に削減する。 →主な取組状況 ・理事定数を「83名以上110名以内」から「10名以上15名以内」に改正し、これに伴い、常任理事会を廃止（平成30年5月総代会）した。 ・総代会の構成を明確にするとともに、補欠の総代の任期を明示。併せて、各支部から推薦される総代数についての基準を制定した（平成30年5月総代会）。</p> <p><b>【支部】</b>各業種別労働災害防止団体は、本部が全ての支部に対して、監査等、ガバナンスを徹底する。あるいは、支部という形ではなく、地域別の関係事業主団体等に適正な形で業務を委託する。</p>

→主な取組状況

- ・平成29年度に、幹部による全支部ヒアリング(監査)を実施し、協会運営体制の課題の集約、今後の検討課題を整理した。

【会費】会費の使途を会員に公開することや、会員が労災抑制効果等のメリットを実感できる仕組みの構築を検討する。

→主な取組状況

- ・令和2年度から会費算定基準の見直しの検討を進め、各支部の意見を集約し、令5年度総代会において改正案を上程予定。

【経費節減】業務及び管理経費の一層の削減に向けた取組を図る。

→主な取組状況

- ・経費節減等適正な会計処理に資するため、本部支部が一体となった経理処理に係る会計システムを統一し、令和2年度から3か年計画で開始している。

【目標管理】労働災害の削減目標を達成するため、事業計画に業務目標を設定する等の取組を検討する。

参与、利用者等の要望等をきめ細かく把握し、実施に際しては、PDCAサイクルにより継続的に事業を改善する。

研修等の各種事業を単にHP等で宣伝するに止まらず、事業の価値を効果的に利用者層に伝え、利用者の拡大を図る。

→主な取組状況

- ・本部安全管理士に加え、ブロック担当駐在安全管理士を順次配置(東北、東海北陸、近畿、九州)し、会員事業場への技術的な事項についての指導及び援助を効率的に実施する体制を整えた。
- ・厚生労働省の要請を受け、令和2年に発生した荷役作業における労働災害について、墜落・転落災害、ロールボックスパレット・テールゲートリフター関連災害に関する詳細な分析を、安全管理士を中心に集中的に実施した。
- ・陸上貨物運送業の荷役作業における災害分析結果等を踏まえ、増加する荷役労働災害防止対策を中心とした今後の安全対策を検討するため、学識経験者、労使代表者等による「陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会」を12月に設置し、3月末までに5回検討会を開催した(令和4年度中に、今後の対策に関する提言等の検討結果取りまとめ、厚生労働省(安全衛生部)に検討結果を報告する予定)。

【労働災害防止規程】適宜、労働災害防止規程の見直しを行う。会員の順守状況を定期的に把握するとともに、その遵守を担保する仕組みを構築する。

→主な取組状況

- ・労働安全衛生法の改正を踏まえ、平成29年10月に陸上貨物運送事業労働災害防止規程の改正を行った。

【安全衛生調査研究活動】各労働災害防止団体は、相互間及び行政機関と労働災害防止に関する情報の共有化を図る。

(独)労働安全衛生総合研究所等調査研究機関ともコミュニケーションを図り、労働災害防止に資する有益な情報を一般にも発信する。

→主な取組状況

- ・会員事業場を中心に、陸運業の労働災害防止に必要な情報等を提供する広報誌「陸運と安全衛生」について、有識者による連載、安全管理士等による労働災害事例とその対策等、必要な情報を適時分かりやすく解説する記事を掲載し、逐次内容の充実を図っている。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌「陸運と安全衛生」の記事を中心に、会員事業場における労働災害防止活動のための有益な情報や解説を取りまとめるとともに、陸災防の活動を紹介した「陸運と安全衛生 Year Book」を令和2年度（2020年度）から年1回発刊、全会員に直接配付している。</li> <li>・労働安全衛生総合研究所研究員による広報誌への寄稿、研究課題に関するアンケート調査等への協力、テキスト作成等連携体制の強化を図っている。</li> </ul> <p><b>【その他】</b>  →主な取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度に改称した「業務実績評価委員会」を令和3年8月25日に開催し、令和2年度の業務実績評価を実施。評価結果については、協会ホームページで公開した。また、令和4年3月9日開催の委員会では、令和4年度事業計画(案)について意見聴取を実施し、事業運営に反映した。</li> </ul>
<b>法人の事務・事業の必要性等・有効性</b>	<p><b>●事務・事業の必要性</b></p> <p>団体設立の根拠法令である労働災害防止団体法は、労働災害の防止を効率的に推進するため、国の行う監督指導に併せて、労働者の安全衛生について直接の責任を有する事業主の自主的な労働災害防止活動を促進することが必要であるとして、昭和39年に施行された。</p> <p>この法律による労働災害の防止を目的とする団体として、全産業的なものとして中央労働災害防止協会、特に労働災害の発生率が高い業種を厚生労働大臣が指定するものとして、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会及び港湾貨物運送事業労働災害防止協会の各業種別労働災害防止団体が、昭和39年に設立された。</p> <p>陸上貨物運送業においては、死亡災害は労働安全衛生法が施行されて以降の昭和48年から令和3年までの約50年で大幅に減少している（令和3年は95人）ものの、休業4日以上死傷災害は近年増加傾向にあり、依然として毎年1万5千人超の労働者が被災している（※令和3年は前年より約1千人増加し、1万6千人超となった。）。</p> <p>また、第13次防における重点目標である死傷年千人率は、2021（令和3）年実績の分析では9.3であり、目標達成には至っていない（※死傷者数の推移は、対2017（平成29）年比で約20%の増加である。）。</p> <p>このように、陸上貨物運送業における労働災害発生件数等が未だに多い状況においては、今後も団体との密接な連携の下、継続的な労働災害防止活動を維持することが必要であると考えられる。</p> <p><b>●事務・事業の妥当性</b></p> <p>労働災害防止団体は、目下の課題である労働災害防止対策を推進する上で、労働者の安全衛生に対し直接的な責任を有する事業者に対し、国の行う監督指導に加えて自主的な労働災害防止活動への取組を促進させる目的があり、その存在意義は現在も失われていないと考えられる。</p> <p><b>●事務・事業の有効性</b></p> <p>経営基盤が脆弱な中小企業等が多数である陸上貨物運送業では、安全衛生管理活動を行う資金的余力に乏しく、かつ、安全衛生分野のノウハウ・人材が必ずしも十分ではない。</p> <p>したがって、安全管理士・衛生管理士を中心とした、労働災害発生事例の分析、周知等といった取組は、中小企業やその集団を対象とした安全衛生対策に貢献しているものと考えられる。</p>

<p><b>法人の事務・事業の執行体制の適格性</b></p>	<p>●事務・事業の実施に関する監督体制の適格性</p> <p>労働災害防止団体が該当する「特別の法律に基づく民間法人」は、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」（平成14年4月26日閣議決定・平成18年8月15日一部改正）において、その基準の対象を「民間の一定の事務・事業について公共上の見地からこれを確実に実施する法人を少なくとも一つ確保することを目的として特別の法律により設立数を限定して設立され、国が役員を任命せず、かつ、国又はこれに準ずるものが出資がない民間法人を対象とする。」と定められている。</p> <p>労働災害防止団体については、労働災害防止団体法に基づき国が一定の関与を行うこととされており、団体に対しては、指導監督基準等に則って指導を行う。</p> <p>なお、最高意思決定機関については、労働災害防止団体法により、「総代会」と規定されている。</p> <p>ディスクロージャーには、法人が公表する項目に加え、所管官庁がさらにこれらに関する情報について公開することとなっている。</p> <p>「会計基準」には、企業会計原則その他法人の特性に応じ、一般的かつ標準的な会計基準となっている。</p> <p>●法人の事務・事業実施主体としての適格性</p> <p>労働災害防止団体は、事業主による自主的な安全衛生活動を促進させることを目的として組織されており、その活動が労働災害発生防止に対し実効性を期すために、労働災害防止団体法により、その活動の内容を定めているところである。</p> <p>例えば、団体会員の自主規制である「労働災害防止規程」を定めることとしているのは、労働安全衛生法令が全産業の最低限の規制であるところ、個々の業種ごとにきめ細かく法令を制定・見直しを行うことは技術的に困難であるため、団体内部における自主的な規制を制定させ、団体の会員に遵守義務を課しているところである。</p> <p>よって、労働災害防止団体法を廃止した場合、自主規制である労働災害防止規程を定め、これを遵守させるための取組を行うことは期待できず、労働災害防止活動の実効性が低下する恐れがある。労働災害防止団体の活動は、前述のとおり事業主による自主的な活動を促進されることを目的としたものであることから、本来ならば国が行う事業として独立行政法人に移行することになじまない。</p> <p>団体の活動を活性化させる観点からも、独立行政法人と同様に国の強い関与下に置いた場合、事業主の自主性による、柔軟で機動的な活動を阻害してしまう恐れもある。</p> <p>なお、独立行政法人は、最高意思決定機関が法人の長に集中しており、事業主の自主的活動を促進するという団体の目的、性格にもなじまない形態である。</p> <p>以上の観点から、特別の法律に基づく民間法人が、最も適格な運営形態であると考えられる。</p>
<p><b>政策効果の把握の手法及びその結果</b></p>	<p>「社会復帰促進等事業に関する検討会」、「指導監督基準」、団体における厚生労働省補助事業への取組状況に係る報告（補助金交付申請・実績報告等）を通じて、事務・事業の必要性・有効性や、執行体制を確認している。</p>
<p><b>学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</b></p>	<p>特になし。</p>

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項</p>	<p>特になし。</p>
<p>評価結果の総括 (現状分析(事務・事業の評価)と今後の方向性)</p>	<p>政策目標に係る指標の目標とした第13次防においては、計画の目標を、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡災害については、死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少</li> <li>・死傷者数の増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少と定めているところである。</li> </ul> <p>また、陸上貨物運送事業を「重点とする業種」と位置付けており、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる</li> </ul> <p>としている。</p> <p>労働災害は長期的には減少傾向にあり、陸上貨物運送業においては、死亡災害は労働安全衛生法が施行されて以降の昭和48年から令和3年までの約50年で大幅に減少している(令和3年は95人)ものの、休業4日以上死傷災害は近年増加傾向にあり、依然として毎年1万5千人超の労働者が被災している(※令和3年は前年より約1千人増加し、1万6千人超となった。)</p> <p>令和3年の死傷年千人率は9.3であり、重点業種に対する目標達成には至っていない(※死傷者数の推移は、対2017(平成29)年比で約20%の増加である。)</p> <p>その背景として、陸上貨物運送業は労働者の高齢化が特に顕著であるとともに、令和2年以降は、コロナ禍における外出自粛等といった生活様式の変化により、宅急便取扱個数の増加など、物流量の変動に伴って荷役作業も増加したことから、労働災害の件数増加は、この影響もあると考えられる。</p> <p>このように、労働災害をめぐる状況が厳しさを増す中で、労働災害防止団体は、労働災害防止について専門的な知識・ノウハウを有する団体として、「業界の労働災害防止活動の推進役としての役割」、「労働災害防止に関する情報提供・教育指導を行う機関としての役割」を積極的に果たしていくことが求められる。</p> <p>今後においても、会費やその在り方の見直し、経費削減、目標管理、労働災害防止規程の見直し、安全衛生調査研究に係る取組については引き続き取り組みつつ、常に目標設定・実践管理を行いながら、業務運営の充実に努めることとしたい。</p> <p>団体が取り組む労働災害防止に資する活動に対して、令和5年度から開始する「第14次労働災害防止計画(現在策定中)」を見据えつつ、国として必要な施策への取組等を引き続き行うこととしたい。</p>
<p>備考</p>	



○事務・事業の構造等（令和3年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容及び ②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (令和3年度決算) (百万円)	収入額 (百万円) (令和3年度決算)		公益法人等への支出 (百万円) (令和3年度)	
			内訳 (名称)	(額)	法人名	額
			合計			
	①労働災害防止規程の設定 ・労働災害防止規程の設定  ②<根拠法令等> 労働災害防止団体会法第36条第1項第1号		合計			
			国費			
			自己収入			
	①会員に対する労働災害防止に関する技術的な事項 ・安全管理士等による個別・集団指導 ・陸運災防指導員による事業場指導  ②<根拠法令等> 労働災害防止団体会法第36条第1項第2号	234	合計			
			国費 労働災害防止対策費(補助金)	139		
			自己収入			
	①労働者の技能に関する講習 ・フォークリフト運転技能教習ほか  ②<根拠法令等> 労働災害防止団体会法第36条第2項第2号	942	合計			
			国費			
			自己収入 事業収入	933		
	①情報及び資料の収集及び提供 ・安全衛生関係図書等の頒布 ・陸運防労働災害事例生成ツールの運用 ・ホームページ  ②<根拠法令等> 労働災害防止団体会法第36条第2項第3号	12	合計			
			国費			
			自己収入 事業収入	86		
	①調査研究及び広報・普及 ・広報誌の発行  ②<根拠法令等> 労働災害防止団体会法第36条第2項第4号	1	合計			
			国費			
			自己収入			
	①上記の業務に附帯する業務 ・業務実績評価委員会 ・実態調査検討専門委員会 ・全国労働災害防止大会 ・小企業無災害記録表彰 ・フォークリフト運転競技大会 ・フォークリフト荷役技能検定試験の実施 ・「陸運と安全衛生 Year Book 2021」  ②<根拠法令等> 労働災害防止団体会法第36条第2項第5号	334	合計			
			国費 労働災害防止対策費(補助金)	77		
			自己収入 会費収入 労働災害防止大会収入	268 2		

※ 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において様式1の合計と合致しないものがある。

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳）  
<令和3年度決算合計>

特別会計 法人合計 (百万円)	合計	労働保険特別会計		
	(補助事業) 労働災害防止対策費	216	216	

※ 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において上記の事務・事業毎の合計額と合致しないものがある。